日吉津村妊婦一般健康診査費用助成金について

本村に在住する妊婦さんが里帰り等の理由により、妊婦健診委託外医療機関等で妊婦一般健康診査を受けた場合は、後日、妊婦さんに助成金を交付します。

●助成金の交付対象者

下記の理由により、妊婦さんが委託外医療機関等において妊婦一般健康診査を受けた場合は、その妊婦さんに対し、助成金を交付します。

- (1) 出産、入院等のため村外に滞在し、委託医療機関において受診することができない場合。(里帰り等)
- (2) 委託外医療機関で受診することについて、村長が特に認める事情がある場合。

●助成金の交付対象経費

妊婦一般健康診査の受診に要した費用のみ。(医療保険診療適用のものは対象外)

●助成額

助成金の額は、妊婦一般健康診査の各受診票に記載のある金額を限度とします。

●助成金交付申請の流れ

①「交付申請書兼請求書」を福祉保健課に提出

【添付書類】・領収書の原本(診療点数のわかるもの)

- 未使用の妊婦一般健康診査受診票
- ・母子手帳の写し(妊婦健診の結果)
- ・振込口座のわかるもの(※口座登録のない方)





②審査後「交付決定通知書」を送付

・指定口座に振り込み(請求書提出から約1ヶ月~1ヶ月半後)

●申請締め切り日

出産した日から6ケ月以内に交付申請を行ってください。

*委託外医療機関等とは・・・

委託医療機関以外の医療機関及び助産所のことです。

(鳥取県医師会、津山市医師会、新見医師会、松江市医師会、八束医師会、安来市医師会に所属する医療機関であれば、交付した受診票を使用できます。)

【お問い合わせ】日吉津村役場福祉保健課(TELO859-27-5952)